

平成30年度税制改正のポイント一覧

MI-CPTA

松木飯塚税理士法人作成 Tel 03(5413)6511(代) 平成29年12月28日

		項目	改正前	改正後		
相続・贈与	個人	事業承継税制の特例	-	要件緩和、対象拡大		
		株数	総株数×2/3まで	全て		
		猶予税額	相続税:80%まで、贈与税:全額	全額		
		承継時の雇用維持要件	5年間平均80%以上	下回っても継続可能(理由書の提出要)		
		被相続人・贈与者	先代経営者1人	代表者以外を含む複数人		
		相続人・受贈者	後継者1人	代表権を有する3人まで		
		譲渡・合併・解散時の納付税額再計算	しない	正味売却価額(相続税評価額×50%下限)又は相続税評価額を基に再計算		
		相続時精算課税の適用対象者	推定相続人・孫	推定相続人以外も可		
		小規模宅地等特例の別居親族要件	追加	3年以内同居の3親等内親族・所有履歴者を除く		
		小規模宅地等特例の貸付事業用宅地等要件	追加	3年以内貸付開始宅地を除く(事業的規模以外)		
		小規模宅地等特例の被相続人の居住宅地要件	追加	介護医療院に入所していた場合も適用対象		
		貸付け生産緑地の相続贈与税課税猶予	適用不可	条件付き適用可		
		三大都市圏以外生産緑地営農継続要件	20年	終身		
在外外国籍者間の国外財産の相続贈与課税	10年超在日した外国籍者は出国5年以内課税	10年超在日した外国籍者も非課税、ただし贈与者が出国2年以内に帰日した場合贈与税課税				
一般社団法人等への贈与税課税	公益要件列挙	いずれか1要件充足なければ贈与税課税				
特定一般社団法人の理事死亡時相続税	課税なし	理事死亡時に法人に相続税課税				
所得税	法人	給与所得控除	-	一律10万円引き下げ		
		給与所得控除上限	収入1,000万円で控除上限220万円	収入850万円で控除上限195万円		
		公的年金等控除	-	一律10万円引き下げ		
		公的年金等控除上限	収入1,000万円で控除上限200万5千円	収入1,000万円で控除上限195万5千円		
		公的年金等以外の所得による上限引き下げ	新設	1000万円~2000万円の場合10万円、2000万円超の場合20万円		
		基礎控除	-	一律10万円引き上げ		
		基礎控除上限制度	新設	2400万円以上は逡減、2500万円以上はゼロ		
		青色申告特別控除	65万円控除	55万円、電子帳簿又は電子申告は65万円控除		
		法人税	個人	所得拡大促進税制による税額控除(大企業)	給与支払増加額×10%	給与支払増加額×15~20%
				雇用者給与等支給額による要件	平成24年度・前年額と比較	要件削除
平均給与の前年比による要件	2%以上増加			3%以上増加		
国内設備投資額による要件	要件追加			減価償却費×90%以上		
所得拡大促進税制による税額控除(中小企業)	給与支払増加額×12%			給与支払増加額×15~20%		
雇用者給与等支給額による比較要件	平成24年度・前年額と比較			要件削除		
平均給与による前年比要件	前年額を超える			前年額を1.5%以上超える		
情報連携利活用設備の取得に係る税制	新設			取得価額5,000万円以上の場合、取得価額×30%の特別償却又は3~5%の税額控除		
租税特別措置の適用要件(大企業)	要件追加			平均給与、国内設備投資額による比較要件		
組織再編税制	-			要件緩和		
適格分割時完全支配関係継続要件	分割後も継続が要件	適格株式分配直前で判断				
完全支配関係先への従業員従事要件	約80%以上移転で要件不適格	適格				
完全支配関係先への事業継続要件	不適格	適格				
法人税における収益の認識等の見直し	廃止	長期割賦販売等の延払基準廃止				
国際税	国際観光旅客税	新設	出国旅客1回1,000円			
登録免許税	相続土地の所有移転登記	新設	被相続人名義に所有権移転登記をする場合、免税 10万円以下の相続登記促進のために指定された土地の場合、免税			
国税通則法	コンビニ納付	新設	平成31年1月4日以降			

※この一覧表は、平成29年12月23日送信の松木飯塚税務情報NO.53の解説と合わせてご利用ください。